



埼玉県報

第 2882 号
平成 29 年(2017 年)
3 月 14 日
火曜日

目次

規則

- 行政書士法施行細則の一部を改正する規則（市町村課）

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（南部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（東部地域振興センター）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 家畜伝染病予防法第 5 条に基づく検査の実施（畜産安全課）
- 平成 29 年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築安全課）
- 宅地建物取引業者の聴聞（建築安全課）
- 県道花園本庄線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 県道菅谷寄居線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 県道菅谷寄居線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 県道越谷流山線の区域の変更（越谷県土整備事務所）

規 則

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則（昭和二十六年埼玉県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び作製した書類の枚数」を削る。

第四条第二項中「第十七条の二第一項第五号」を「第十七条の二第一項第六号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第四条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第二百九十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十九年三月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十九年三月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人かわぐち健康福祉サービス振興会

三 代表者の氏名

羽澤 茂夫

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市西青木五丁目二番四十三号

五 定款に記載された目的

この法人は、健康福祉サービス及びニーズを調査研究し、情報提供、情報ネットワークを構築するとともに、質的信頼性を増すためにそこに携わる人達の人材育成を図り、もって市民の健康福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第三百号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十九年三月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十九年二月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前） 特定非営利活動法人LOS HERMANOS
（変更後） 特定非営利活動法人KICK&FOOTBALL LIFE

三 代表者の氏名

川久保 悠

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市蒲生二丁目十三番二十二号ライフピア越谷南五〇四号室

五 定款に記載された目的

この法人は、スポーツクラブやスポーツ教室の運営、スポーツイベントの実施、さらには、スポーツを通じた発展途上国への支援を行うことよって、子どもの健全育成を図るとともに、国際交流を深め、ひいては、世界平和の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第三百一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年三月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アリオ鷺宮

埼玉県久喜市久本寺字新田二百十三番四外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 戸井和久

東京都千代田区二番町八番地八

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

東京都千代田区二番町八番地八

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 戸井和久

東京都千代田区二番町八番地八 外 計六十四者

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

東京都千代田区二番町八番地八 外 計六十四者

ハ 変更年月日

平成二十八年十二月一日外

ニ 届出年月日

平成二十九年二月二十八日

二 縦覧期間

平成二十九年三月十四日から平成二十九年七月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年三月十四日から平成二十九年七月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第三百二二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年三月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アリオ鷺宮

埼玉県久喜市久本寺字新田二百十三番四外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 四万四千平方メートル

（変更後） 三万八千七百九十六平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 二九五〇台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 二二八六台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 一三八〇台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 一〇八二台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前） 位置 図面省略 面積 五七八平方メートル

（変更後） 位置 図面省略 面積 四六一平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前） 位置 図面省略 容量 三七五立方メートル

（変更後） 位置 図面省略 容量 一七一立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 午前九時から午後十一時

（変更後） 株式会社ナフコ 午前七時から午後九時

株式会社ケーズホールディングス 午前九時から午後九時

株式会社イトーヨーカ堂外 午前九時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前八時三十分から午後十一時三十分

(変更後) 駐車場一 午前八時三十分から午後十一時三十分
駐車場二 午前八時三十分から午後十一時三十分
駐車場三 午前八時三十分から午後十一時三十分
駐車場四 午前六時三十分から午後九時三十分

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設一 午前三時から午後十時

荷さばき施設二 午前六時から午後十時

荷さばき施設三 午前六時から午後十時

(変更後) 荷さばき施設一 午前三時から午後十時

荷さばき施設二 午前六時から午後十時

荷さばき施設三 午前六時から午後十時

荷さばき施設四 午前六時から午後十時

ハ 変更年月日

平成二十九年十一月一日

ニ 届出年月日

平成二十九年二月二十八日

二 縦覧期間

平成二十九年三月十四日から平成二十九年七月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年三月十四日から平成二十九年七月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第三百三三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、同項に規定する監視伝染病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

平成二十九年三月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 実施の目的

イ 牛のブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症及び牛白血病、馬の馬伝染性貧血及び馬パラチフス、蜜蜂の腐蛆病並びに豚のオーエスキー病の発生の予防

ロ 牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生の予察

ハ 家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生の予察

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

イ 一のイに係る検査

(1) ブルセラ病、結核病及びヨーネ病

県内で飼育している牛のうち、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。（4）及び五のイにおいて「省令」という。）第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(2) 伝達性海綿状脳症

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛の死体でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(3) 牛白血病

県内で飼育している牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(4) 馬伝染性貧血

県内で飼育している馬のうち、省令第九条第二項第五号から第九号までに掲げる馬でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(5) 馬パラチフス

県内で飼育している馬でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(6) 腐蛆^そ病

県内で飼育している蜜蜂でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(7) オーエスキー病

県内で飼育している豚でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ロ 一の口に係る検査

県内で飼育している牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ハ 一のハに係る検査

県内で飼育している家きんでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

四 実施の期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間において実施の対象となる家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日

五 検査の方法

イ ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症及び馬伝染性貧血
省令別表第一に定める方法

ロ 牛白血病

- (1) エライザ法による検査
- (2) その他の検査

ハ 馬パラチフス

- (1) 凝集反応検査
- (2) その他の検査

ニ 腐蛆^そ病

- (1) 臨床検査
- (2) その他の検査

ホ オーエスキー病

- (1) エライザ法による検査
- (2) ラテックス凝集反応検査
- (3) その他の検査

へ アカバネ病、チユウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱

(1) 中和試験検査

(2) その他の検査

ト 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

(1) ウイルス分離検査

(2) 血清抗体検査

(3) その他の検査

六 その他

実施に関する細目については、実施の対象となる家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の指示による。

告 示

埼玉県告示第三百四号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成二十九年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、埼玉県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成二十九年三月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 試験の期日及び時間

イ 二級建築士試験

(1) 学科の試験

平成二十九年七月二日（日）

午前十時から午後五時十分まで

(2) 設計製図の試験

平成二十九年九月十日（日）

午前十一時から午後四時まで

ロ 木造建築士試験

(1) 学科の試験

平成二十九年七月二十三日（日）

午前十時から午後五時十分まで

(2) 設計製図の試験

平成二十九年十月八日（日）

午前十一時から午後四時まで

二 試験会場

イ 二級建築士試験

(1) 学科の試験

埼玉県さいたま市見沼区深作三百七番

芝浦工業大学（大宮キャンパス）

(2) 設計製図の試験

(一) 埼玉県草加市学園町一番一号

獨協大学

(二) 埼玉県行田市前谷三百三十三番

ものつくり大学

ロ 木造建築士試験

(1) 学科の試験

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

埼玉建産連研修センター

(2) 設計製図の試験

埼玉県さいたま市見沼区深作三百七番

芝浦工業大学（大宮キャンパス）

三 受験資格

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者

四 受験申込手続

イ 郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験したことがある者に限り行うことができる。

なお、過去の受験票又は合否の通知書を貼付すること。

(1) 受験申込受付期間

平成二十九年四月三日（月）から平成二十九年四月十七日（月）まで

（受験申込受付期間内の消印のあるものに限る。）

(2) 受験申込書の宛先

郵便番号一〇二―〇〇九四 東京都千代田区紀尾井町三丁目六番

公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

なお、簡易書留郵便によること。

ロ インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(1) 受験申込受付期間及び受付時間

（一）受付期間

平成二十九年四月十日（月）から平成二十九年四月十七日（月）まで

（二）受付時間

受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで

(2) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページにおいて、必要な事項を入力し、申し込むこと。（<http://www.jaeic.or.jp/>）

ハ 受付場所における受験申込み

(1) 受験要領及び受験申込書の配布期間及び配布場所

(一) 配布期間

平成二十九年三月三十一日(金)から平成二十九年四月二十四日(月)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(二) 配布場所

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号 埼玉建産連会館五階

一般社団法人埼玉建築士会

(2) 受験申込書の受付期間、受付時間及び受付場所

(一) 受付期間

平成二十九年四月二十日(木)から平成二十九年四月二十四日(月)まで

(二) 受付時間

午前十時から午後五時まで

(三) 受付場所

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

埼玉建産連研修センター

五 設計製図の試験の課題発表

イ 発表の日

平成二十九年六月七日(水)頃

ロ 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び一般社団法人埼玉建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試験を実施する試験会場に掲示する。

六 合格の発表

イ 学科の試験

(1) 二級建築士試験

(一) 発表の日

平成二十九年八月二十二日(火)頃

(二) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び一般社団法人埼玉建築士会の事務所並びに埼玉県庁本庁舎一階南玄閣掲示板に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

(2) 木造建築士試験

(一) 発表の日

平成二十九年九月五日(火)頃

(二) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び一般社団法人埼玉建築士会の事務所並びに埼玉県庁本庁舎一階南玄閣掲示板に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

ロ 設計製図の試験

(1) 発表の日

平成二十九年十二月七日（木）頃

(2) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び一般社団法人埼玉建築士会の事務所並びに埼玉県庁本庁舎一階南玄閣掲示板に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

告 示

埼玉県告示第三百五号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十九年三月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

| | | | |
|-----------------|-------------|------------------------|----------------------------------|
| 聴聞の日時 | 被聴聞者の商号又は名称 | 被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名） | 被聴聞者の主たる事務所の所在地 |
| 平成二十九年四月二十日午後三時 | 拓産住宅販売株式会社 | 齋藤智 | 埼玉県川越市大字大袋新田一二一一番地 五グラートビル一〇一 |

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館 三〇五会議室

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十四日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆一

| | |
|---|---------|
| 花園本庄線 | 路線名 |
| 深谷市荒川字上宿一四三番地先から 同市荒川字上宿一三九番地先まで | 供用開始の区間 |
| 平成二十九年三月十四日 | 供用開始の期日 |
| 平成二十四年三月二十三日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第九号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長九五・一七メートル | 備考 |

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十四日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆一

| | |
|---|---------|
| 菅谷寄居線 | 路線名 |
| 深谷市荒川字原宿八一番地先から 同市荒川字原宿八二番地先まで | 供用開始の区間 |
| 平成二十九年三月十四日 | 供用開始の期日 |
| 平成二十四年三月二十三日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長四九・三八メートル | 備 考 |

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十四日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆 一

| | |
|--|---------|
| 菅谷寄居線 | 路線名 |
| 深谷市荒川字天神一五八番一地从先から 同市荒川字原宿八一五番一地先まで | 供用開始の区間 |
| 平成二十九年三月十四日 | 供用開始の期日 |
| 平成二十四年十一月九日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示 第三十号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長四〇二・〇〇メートル | 備考 |

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷流山線
- 三 道路の区域

| 新 B | 旧 B | 新 旧 A | 旧 新 別 |
|--|----------------|--|---|
| 三郷市早稲田八丁目十三番八地先 から同市田中新田字上ノ割一四一 番一地先まで | | 三郷市早稲田八丁目十三番八地先 から同市早稲田一丁目一〇番四地 先まで | 区 間 |
| 六・六〇ゝ 六六・三〇 | 六・六〇ゝ 六三・四〇 | 五・八九ゝ 四〇・一〇 | 敷 地 の 幅 員 （ メ ー ト ル ） |
| 一四五二・四二 | | 二五七八・九二 | 延 長 （ メ ー ト ル ） |
| | | 平成二十八年四月十九日付け埼玉県 越谷県土整備事務所長告示第二十号 で告示した道路予定区域の一部変更 である。 | 備 考 |